

和歌山県県土整備部公共事業再評価実施要領

第1 再評価の対象とする事業の範囲(実施要綱第2関係)

対象とする事業は、和歌山県県土整備部が所管する事業とする。

第2 再評価を実施する事業(実施要綱第3関係)

1 「事業採択」、「一定期間」及び「未着工の事業」の定義(実施要綱第3(1)関係)

「事業採択」とは、「事業費が予算化された時点」とする。

「一定期間」とは、「5年間」とする。

「未着工の事業」とは、別紙—1のとおりとする。

2 「長期間」の定義(実施要綱第3(2)関係)

「長期間」とは、「10年間」とする。但し、補助事業(交付金事業を除く)は、「5年間」とする。

なお、事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業については、公共事業を所管する局長が、社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況等を踏まえ、再評価を実施することが適切かどうかについて予備的な検討を行うものとする。この場合、当該事業の要綱・要領等と照らし、当該事業計画に変更が生じることが明確である場合等、再評価を実施することが適切と認められた場合は、第3の1(1)に規定する県土整備部公共事業再評価検討会議に報告するものとする。

ただし、事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業及び当該事業計画に変更が生じる事業については、再評価を実施するものとする。

3 「準備・計画段階で一定期間が経過している事業」の内容(実施要綱第3(3))

「準備・計画段階で一定期間が経過している事業」とは次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。

(1) 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等(高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。)で大規模なもの(着工準備費を予算化したものに限る。)

(2) 実施計画調査費を予算化したダム事業

なお、「準備・計画段階」とは、(1)に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」、(2)に掲げる事業については「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし、「一定期間」とは5年間とする。

4 「再評価後一定期間が経過している事業」の定義(実施要綱第3(4))

「再評価後一定期間が経過している事業」とは、「再評価実施後に5年間の経過した時点で継続中又は未着工の事業(一部供用事業を含む。)」とする。

5 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業(実施要綱第3(5)関係)

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、事業を所管する局長が行うものとする。

6 留意事項

事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業採択」の定義における「事業費の予算化」及び「準備・計画段階」の定義における「着工準備費の予算化」を「都市計画の決定又は変更」に、また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定又は変更が行われ、当該事業が河川整備計画中に位置づけられる事業については、「事業採択」の定義の「事業費の予算化」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。

第3 再評価の実施及び結果等の公表(実施要綱第4関係)

1 再評価の実施

(1) 県土整備部公共事業再評価検討会議の設置

対応方針(案)等を審査・決定するため、部内に県土整備部公共事業再評価検討会議(設置要綱は別に定める。)を設置するものとする。

(2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。

ア 実施要綱第3(1)に該当する国土交通省関係事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに実施する。

イ 実施要綱第3(1)に該当する農林水産省関係事業にあつては、事業採択後5年以上経過した時点で実施する。

ウ 実施要綱第3(2)に該当する事業にあつては、別紙-2のとおりとする。ただし、第2の2に掲げる予備的な検討については、事業採択後5年目の年度末までに実施し、その結果、再評価を実施することとなった事業及び事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であつて、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業及び当該事業計画に変更が生じる事業については、事業採択後5年目の年度末までに再評価を実施する。

エ 実施要綱第3(3)に該当する事業にあつては、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。

オ 実施要綱第3(4)に該当する事業にあつては、再評価実施時から5年経過後の年度末までに実施する。

(3) 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置づける。

第4 再評価の内容(実施要綱第5関係)

1 再評価の視点(実施要綱第5の1関係)

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

(1) 国土交通省関係事業

ア 事業の必要性等に関する視点

(ア) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

(イ) 事業の投資効果(※1)

(ウ) 事業の進捗状況

イ 事業の進捗の見込みの視点

ウ コスト縮減と代替案立案等の可能性の視点

エ 環境への影響の視点

オ 安全性の視点

カ 利便性又は快適性の視点

キ 地域の実情にあっているかの視点(※2)

※1:原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあつては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

※2:計画した内容が地域の実情にあっているかを下記の項目により再評価する。

① 規格・基準

② 事業効果の早期発現

③ 県産品の積極的活用

(2) 農業農村整備事業のうち県営農道整備事業

(1)に下記視点を加え再評価を行う。

ア 関連事業の進捗状況

イ 地元(受益者、地方公共団体等)の意向

ウ 事業計画の次に掲げる重要な部分の変更の必要性

(ア) 事業の執行に係わる区域

(イ) 主要工事計画

(ウ) 事業費

(3) 森林整備事業のうち県営林道事業及び漁港海岸事業

(1)に下記視点を加え再評価を行う。

ア 関連事業の進捗状況

イ 地元(受益者、地方公共団体等)の意向

第5 その他

1 所管部局間での連携、調整

県土整備部所管の森林整備事業については、地域森林計画を所管する農林水産部関係課と、相互に、ヒアリング、相談等により、密接な連携、調整を図るものとする。

2 河川整備計画の策定・変更の手続きによる場合の取扱

河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更にあたり、学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議中である場合には、その審議状況を踏まえて、当面の事業の対応方針について判断するものとする。又、河川整備計画の策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、再評価委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

第6 施行

本要領は、平成15年10月31日から施行する。

本要領は、平成17年 8月 1日から施行する。

本要領は、平成18年 6月 6日から施行する。

本要領は、平成18年10月 6日から施行する。

本要領は、平成19年12月 4日から施行する。

本要領は、平成20年 3月31日から施行する。

本要領は、平成22年 6月16日から施行する。

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
ダム事業	用地買収手続、工事ともに未着手
砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策・雪崩対策 ・海岸事業	用地買収手続、工事ともに未着手
道路、街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手
港湾整備事業	工事に未着手
空港整備事業	設計告示がなされていない又は用地買収手続等に未着手
航空路整備事業	実施設計又はシステム設計に未着手
都市・幹線鉄道、 防災	工事に未着手
住宅宅地開発関連公共 施設整備促進事業市街 地基盤整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設設備事業について、通常事業に準じて設定
住宅市街地整備総合支援事業、密集住宅 市街地整備促進事業、住宅地区改良事業等	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
都市公園事業	用地買収手続、工事ともに未着手
農業農村整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
森林整備事業	工事に未着手
水産基盤整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
漁港海岸事業	用地買収手続、工事ともに未着手

「再評価の実施時期」の定義

事業名	再評価の実施時期
国土交通省関係事業	
補助事業 (交付金事業除く)	事業採択後5年目の年度末までに実施
上記以外の事業	事業採択後10年目の年度末までに実施
農林水産省関係事業	
補助事業 (交付金事業除く)	事業採択後5年目以上経過後の年度末までに実施
上記以外の事業	事業採択後10年以上経過後の年度末までに実施